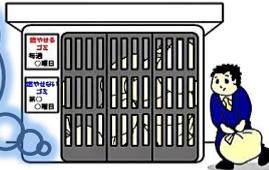


令和7年4月より

廃プラスチックの資源循環に取り組みます

廃プラスチック 回収・リサイクルの流れ

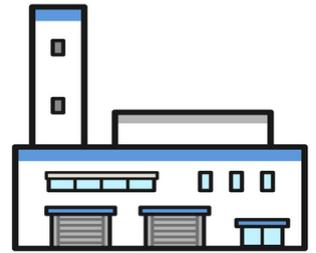
家庭から出た
・プラ容器、皿
・包装フィルム
・プラ製品 等



町内回収箇所 350箇所
回収回数 2回/月



町内3業者が回収運搬
3トン/月を想定



一時収集所
大曲仙北広域中央ごみ処理センター
(大仙市・美郷町から回収された廃プラスチック)



株式会社 湯沢クリーンセンター
Yuzawa Clean Center

廃プラスチックリサイクル工場 (本社工場)
秋田県湯沢市小野字上川原13番地1

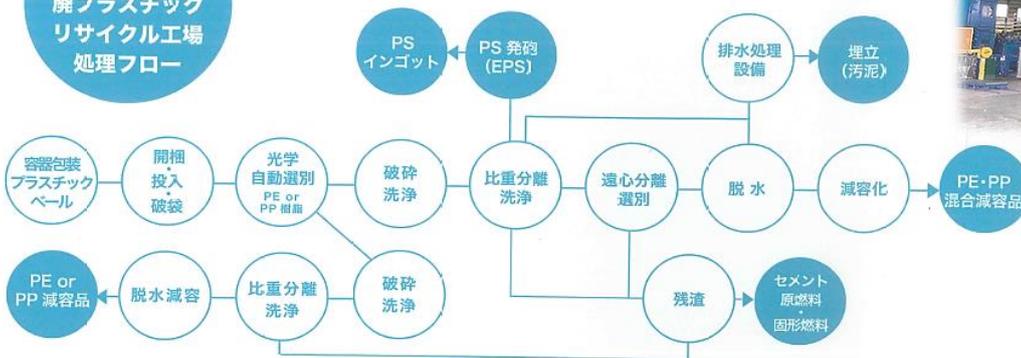


10トントラックで運搬
輸送距離 55km

容器包装類	(R7) 92.2トン/年間
容器包装類以外	(R7) 37.8トン/年間



廃プラスチックリサイクル工場 処理フロー



利用製品



PE・PP コンパウンドペレット(容リ)

容器包装プラスチックから製造されるリサイクル原料で主にインジェクション成型品に使用されており、さらなる需要が見込まれます。

株式会社湯沢クリーンセンター パンフレットより

プラスチック資源に出せるもの



←このマークが付いた容器・包装プラスチック



100%プラスチック素材の製品



★おおむね **30cm** 四方以内の大きさのモノが対象になります。

ここは特に
しっかり
読んでね

目で見て汚れが残っていない程度に洗い流してください。
すすいでも油や匂いが落ちないモノは「燃やせるごみ」に出してください。

トレイやフィルムについている**値札**や**シール**で簡単に剥がせるモノは、**剥がしてください**。剥がれにくいモノは、そのまま出してもかまいません。

発泡スチロールや大型のパッケージ等さかばるモノは、割ったりハサミで**30cm**以内になるように切る、**つぶす**などの工夫をして出してください。

★ペットボトルはプラスチック製廃棄物ではないので、これまで通り「ペットボトル専用」の袋で別に出してください。

これらのモノは入れないでください!

- ・金属やプラスチック以外の素材を含む製品
- ・発火などの恐れがあるモノ
- ・農業や事業で使用した廃棄プラスチック類



出し方 Q & A

- Q** ゴム手袋やシリコンカップのような物はプラスチック資源になりますか?
A ゴムやシリコンはプラスチック資源に出せません。

- Q** なぜ? 汚れを取る必要があるのですか?
A 分別収集されたプラスチック資源はリサイクル業者が引き取り、材料リサイクルされます。汚れがひどかったり異物が混入しいるとリサイクルできず、引き取りを断られます。

- Q** 一部にプラスチック以外の素材が使われている物は出せますか?
A プラスチック以外の素材部分を取り外してプラスチックのみであれば出すことが可能です。

- Q** スナック菓子やお茶の袋で、内側がアルミコーティングされているプラスチック製の袋は資源になりますか?
A プラスチック資源として回収されます。中に残った粉等をはらって出してください。

- Q** ラップは出せますか?
A 販売されている惣菜等の包装で使われていたもの、家庭で使ったもの、どちらも出すことが可能です。

- Q** 農業で使用したハウスやマルチのビニール、肥料袋等もプラスチックの資源になりますか?
A 産業廃棄物となりますので、今回の資源回収の対象にはなりません。これまで通りJAや産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

《美郷町のこれまでの取り組み》

「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」(令和4年4月1日施行)第6条「市町村はその区域におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されたことを受けて、大仙市と共に令和5年から2年間に渡り実証実験を行い検討を重ね、6年10月9日に「再商品化計画認定申請」を経済産業省・環境省に提出し、11月29日に認定されました。

(第22号 東北では3番目 秋田県内では初)
※下記QRより、環境省HPがご覧になれます。



←(4)再商品化計画
認定自治体一覧



プラ資源循環の新たな
紹介Youtube

美郷町では月約3トンの回収を見込んでおり、リサイクルが推進されつつ、燃えるごみの量が減少することで、環境負荷軽減が期待されます。

お問い合わせは

美郷町役場 住民生活課 環境安全班

TEL.0187-84-4903